

経営内容

貸借対照表

資産の部

(単位：百万円)

科 目	2024年度	2025年度
現 金	1,809	1,351
預 け 金	12,330	13,722
買 入 金 銭 債 権	305	202
有 価 証 券	44,872	42,890
国 債	7,805	7,497
地 方 債	6,485	6,107
社 債	14,956	15,397
株 式	626	681
そ の 他 の 証 券	14,997	13,206
貸 出 金	39,475	39,141
割 引 手 形	89	30
手 形 貸 付	298	684
証 書 貸 付	37,966	37,038
当 座 貸 越	1,121	1,388
そ の 他 資 産	739	799
未 決 済 為 替 貸	10	55
信 金 中 金 出 資 金	579	579
未 収 収 益	141	151
そ の 他 の 資 産	7	13
有 形 固 定 資 産	778	735
建 物	328	307
土 地	359	359
リ ー ス 資 産	6	2
その他の有形固定資産	83	65
無 形 固 定 資 産	5	3
ソ フ ト ウ ェ ア	4	2
その他の無形固定資産	0	0
繰 延 税 金 資 産	903	1,319
債 務 保 証 見 返	314	304
貸 倒 引 当 金	△339	△346
(うち個別貸倒引当金)	(△272)	(△277)
資 産 の 部 合 計	101,194	100,124

信金中金などに預けたお金

国債などに投資した金額

個人や法人のお客様に融資したお金

貸出金や有価証券の未収利息など

保証した債務に対する求償権

将来予想される貸倒に備えるための引当金

負債の部

(単位：百万円)

科 目	2024年度	2025年度
預 金 積 金	94,987	94,753
当 座 預 金	987	968
普 通 預 金	45,836	46,591
貯 蓄 預 金	45	45
通 知 預 金	37	108
定 期 預 金	44,542	43,776
定 期 積 金	2,021	1,720
そ の 他 の 預 金	1,516	1,544
借 用 金	23	17
借 入 金	23	17
そ の 他 負 債	115	179
未 決 済 為 替 借	19	19
未 払 費 用	42	93
給 付 補 填 備 金	1	2
未 払 法 人 税 等	15	21
前 受 収 益	1	4
払 戻 未 済 金	3	3
払 戻 未 済 持 分	2	0
職 員 預 り 金	6	8
リ ー ス 債 務	6	2
そ の 他 の 負 債	16	25
賞 与 引 当 金	50	51
退 職 給 付 引 当 金	245	266
役員退職慰労引当金	46	53
睡眠預金払戻損失引当金	0	1
偶 発 損 失 引 当 金	0	9
債 務 保 証	314	304
負 債 の 部 合 計	95,783	95,636

預けていたお金

預金積金の未払利息など

期末での未納法人税・住民税等の見積額

純資産の部

(単位：百万円)

出 資 金	314	314
普 通 出 資 金	314	314
利 益 剰 余 金	7,090	7,232
利 益 準 備 金	332	332
その他利益剰余金	6,757	6,899
特 別 積 立 金	6,580	6,730
(うち経営強化積立金)	(200)	(200)
当期末処分剰余金	177	169
処 分 未 済 持 分	△0	△0
会 員 勘 定 合 計	7,404	7,546
その他有価証券評価差額金	△1,993	△3,059
評価・換算差額等合計	△1,993	△3,059
純 資 産 の 部 合 計	5,411	4,487
負債及び純資産の部合計	101,194	100,124

損益計算書

(単位：千円)

ご融資した
お金や運用
している国
債等からの
利息収入

お振込など
のサービ
スの提供に
よって得た
収入

お預かりし
ているご預
金の利息な
ど

サービスの
提供を受
けた時に支
払った費用

給与等の必
要な営業上
の費用

金庫本来の
利益

科 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	1,399,859	1,568,729
資 金 運 用 収 益	1,234,090	1,400,452
貸 出 金 利 息	607,700	610,882
預 け 金 利 息	42,590	76,656
有価証券利息配当金	568,712	697,279
その他の受入利息	15,086	15,634
役 務 取 引 等 収 益	100,121	94,485
受入為替手数料	40,266	40,262
その他の役務収益	59,854	54,222
そ の 他 業 務 収 益	7,635	8,863
国債等債券償還益	1,664	—
その他の業務収益	5,970	8,863
そ の 他 経 常 収 益	58,012	64,928
償却債権取立益	22,928	—
株式等売却益	34,153	63,197
その他の経常収益	930	1,730
経 常 費 用	1,201,552	1,351,441
資 金 調 達 費 用	55,839	175,463
預 金 利 息	54,432	173,483
給付補填備金繰入額	875	1,555
借 用 金 利 息	492	388
その他の支払利息	39	36
役 務 取 引 等 費 用	94,969	95,817
支払為替手数料	12,665	12,427
その他の役務費用	82,303	83,389
そ の 他 業 務 費 用	137,213	149,785
国債等債券売却損	117,415	149,725
国債等債券償還損	19,797	—
その他の業務費用	0	60
経 費	891,577	893,568
人 件 費	561,497	573,853
物 件 費	303,323	294,062
税 金	26,756	25,652
そ の 他 経 常 費 用	21,953	36,807
貸倒引当金繰入額	21,918	25,620
株式等売却損	—	840
その他の経常費用	35	10,346
経 常 利 益	198,306	217,288
特 別 利 益	109	—
固 定 資 産 処 分 益	109	—

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
特 別 損 失	15	27
固 定 資 産 処 分 損	15	27
税引前当期純利益	198,399	217,261
法人税、住民税及び事業税	44,873	58,391
法 人 税 等 調 整 額	△ 4,476	4,556
法 人 税 等 合 計	40,396	62,947
当 期 純 利 益	158,003	154,313
繰越金（当期首残高）	19,889	15,401
当 期 末 処 分 剰 余 金	177,893	169,715

期間の最終
利益

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2024年度	2025年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	177,893,540	169,715,095
剰 余 金 処 分 額	162,491,632	152,503,834
普通出資に対する配当金	12,491,632	12,503,834
特 別 積 立 金	150,000,000	140,000,000
繰越金（当期末残高）	15,401,908	17,211,261

会員の皆様
にお支払い
する配当金

会計監査人による監査

2025年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性・内部監査の有効性

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2026年6月22日 広島みどり信用金庫

理 事 長 小林 明宗

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～39年
その他 3年～15年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は0百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ①制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
年金資産の額…………… 1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と

最低責任準備金の額との合計額…………… 1,828,746百万円
差引額…………… △31,890百万円

- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
令和7年3月31日現在 0.0681%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金14百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

- 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 346百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 1,319百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

15. 有形固定資産の減価償却累計額 1,367百万円
16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額…………… 66百万円
危険債権額…………… 450百万円
三月以上延滞債権額…………… ー 百万円
貸出条件緩和債権額…………… 538百万円
合計額…………… 1,055百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は30百万円であります。

18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	100百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	17百万円

上記のほか、為替決済、収納代理等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100百万円及び預け金1,002百万円を差し入れております。

19. 出資1口当たりの純資産額712円75銭

20. 金融商品の状況に関する事項

- (1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

- (2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3)金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による業務運営委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理

- (i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、業務運営委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期

間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

- (ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、業務運営委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び業務運営委員会において定期的に報告されております。

- (iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、預け金、有価証券、貸出金、預金積金及び借入金等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で2,509百万円です。

なお、当金庫では、継続的な検証（バックテスト）により市場VaRに対する計測方法についての妥当性を定期的に分析しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)預け金（※1）	13,722	13,419	△ 302
(2)有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	4,484	3,925	△ 558
その他有価証券	38,390	38,390	—
(3)貸出金（※1）	39,141	—	—
貸倒引当金（※2）	△ 346	—	—
	38,795	38,232	△ 563
金融資産計	95,392	93,968	△ 1,424
(1)預金積金（※1）	94,753	94,451	△ 301
(2)借入金（※1）	17	17	0
金融負債計	94,770	94,469	△ 301

（※1）預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

- （注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については22. から25. に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2)借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 ^(※1)	12
信金中央金庫出資金 ^(※1)	579
組合出資金 ^(※2)	2
合 計	594

(※1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、25. まで同様であります。

■満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	100	101	1
	小 計	100	101	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	587	510	△76
	地 方 債	—	—	—
	社 債	400	300	△99
	そ の 他	3,397	3,014	△383
	小 計	4,384	3,824	△560
合 計		4,484	3,925	△558

■その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	669	159	509
	債 券	598	597	1
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	598	597	1
	そ の 他	3,293	3,203	90
	小 計	4,561	3,960	601
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	27,417	31,682	△4,265
	国 債	6,910	8,812	△1,902
	地方債	6,107	6,827	△720
	社 債	14,398	16,041	△1,642
	そ の 他	6,411	7,015	△603
	小 計	33,828	38,697	△4,868
合 計		38,390	42,657	△4,267

23. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当する事項はありません。

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	45	59	—
債 券	600	—	34
国 債	—	—	—
地方債	100	—	6
社 債	500	—	27
そ の 他	2,734	106	115
合 計	3,380	166	149

25. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

26. 運用目的の金銭の信託

該当する事項はありません。

27. 満期保有目的の金銭の信託

該当する事項はありません。

28. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当する事項はありません。

29. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,949百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,084百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

■繰延税金資産 (単位：百万円)

その他有価証券評価差額金	1,207
退職給付引当金	75
貸倒引当金	51
役員退職慰労引当金	15
賞与引当金	14
減価償却限度額超過額	6
その他	34
繰延税金資産小計	1,405
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△85
繰延税金資産合計	1,319

■繰延税金負債 (単位：百万円)

繰延税金負債合計	—
繰延税金資産（負債）の純額	1,319

31. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。
顧客との契約から生じた債権 0百万円

損益計算書の注記

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 出資1口当たり当期純利益金額 24円54銭
- 3. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、92,649千円であります。
- 4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

役員等の報酬体系

■対象役員

報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事です。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、理事につきましては理事会の決議により、監事につきましては監事会の協議により決定しております。

なお、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

2. 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分		金 額
対 象 役 員 に 対 す る 報 酬 等		61
(内訳)	基 本 報 酬	54
	賞 与	—
	退 職 慰 労 金	6

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です(期中に退任した者を含む。).
- 2. 退職慰労金は、当期中に支払った退職慰労金(前期以前に繰り入れた引当金分を除く)と当期に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
- 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

3. その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号・4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

■対象職員等

報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、非常勤役員、職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めております。
- 2. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
- 3. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

経営指標

■最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
利 益 経 常 収 益	1,368	1,567	1,660	1,399	1,568
経 常 利 益	278	254	455	198	217
当 期 純 利 益	223	115	390	158	154
期 末 残 高 預 金 積 金 残 高	101,397	100,503	96,927	94,987	94,753
貸 出 金 残 高	38,056	38,743	39,173	39,475	39,141
有 価 証 券 残 高	55,089	47,193	47,814	44,872	42,890
純資産額	7,084	6,345	6,521	5,411	4,487
総資産額	109,336	107,784	104,290	101,194	100,124
出 資 出 資 総 額	314	314	314	314	314
出資総口数(千口)	6,285	6,284	6,284	6,282	6,295
出資に対する配当金(円)	12,529,858	12,446,203	12,360,871	12,491,632	12,503,834
出資1口当たり配当金(円)	2	2	2	2	2
配 当 率	年4%	年4%	年4%	年4%	年4%
会 員 数 (人)	8,082	8,039	8,064	8,085	8,069
単体自己資本比率	17.74%	17.80%	18.30%	17.26%	16.98%
役員数 (人)	11	11	11	10	10
うち常勤役員数(人)	6	6	6	5	5
職員数 (人)	73	74	75	74	78
うち男性職員数(人)	44	42	43	43	43
うち女性職員数(人)	29	32	32	31	35
平 均 年 齢	38歳6ヵ月	39歳1ヵ月	38歳8ヵ月	39歳7ヵ月	40歳0ヵ月

(注) 職員数には、パート、非常勤嘱託及び被仕向の職員は含めておりません。

■資金運用収支の内訳

区 分	平 均 残 高 (百万円)		利 息 (千円)		利 回 り (%)	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資 金 運 用 勘 定	102,996	100,942	1,234,090	1,400,452	1.19	1.38
うち貸出金	40,143	39,414	607,700	610,882	1.51	1.54
うち預け金	11,990	12,694	42,590	76,656	0.35	0.60
うち有価証券	49,924	47,998	568,712	697,279	1.13	1.45
資 金 調 達 勘 定	97,438	95,092	55,839	175,463	0.05	0.18
うち預金積金	97,394	95,058	55,307	175,038	0.05	0.18
うち借入金	27	22	492	388	1.75	1.76

損益の状況

■業務粗利益

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
資金運用収支	1,178	1,224
資金運用収益	1,234	1,400
資金調達費用	55	175
役務取引等収支	5	△ 1
役務取引等収益	100	94
役務取引等費用	94	95
その他業務収支	△ 129	△ 140
その他業務収益	7	8
その他業務費用	137	149
業務粗利益	1,053	1,082
業務粗利益率	1.02%	1.07%

(注) 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
業務純益	166	194
実質業務純益	169	196
コア業務純益	305	346
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	305	243

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

区 分	2024年度			2025年度		
	残高要因	利率要因	合 計	残高要因	利率要因	合 計
受 取 利 息	4	△ 294	△ 290	△ 35	201	165
うち貸出金	6	△ 11	△ 5	△ 8	12	3
うち預け金	△ 9	23	14	4	29	34
うち有価証券	7	△ 306	△ 299	△ 31	159	128
支 払 利 息	4	39	43	△ 6	126	119
うち預金積金	4	39	44	△ 6	126	119
うち借入金	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	0	△ 0

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により算出しています。

経営諸比率

■預貸率

(単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
期 末 預 貸 率	41.55	41.30
期 中 平 均 預 貸 率	41.21	41.46

(注) 預貸率＝貸出金／(預金積金＋譲渡性預金)×100

■総資金利鞘

(単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
資金運用利回り	1.19	1.38
資金調達原価率	0.95	1.11
総 資 金 利 鞘	0.23	0.27

(注) 総資金利鞘＝資金運用利回り－資金調達原価率

■預証率

(単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
期 末 預 証 率	47.24	45.26
期 中 平 均 預 証 率	51.25	50.49

(注) 預証率＝有価証券／(預金積金＋譲渡性預金)×100

■総資産利益率

(単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.19	0.21
総資産当期利益率	0.15	0.15

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益／総資産(債務保証見返りを除く)平均残高×100

■職員1人当たり預金貸出金

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
預 金	1,283	1,214
貸 出 金	533	501

預金業務

■預金積金平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
流動性預金	48,127	47,892
定期性預金	48,927	46,837
(うち固定金利定期預金)	46,335	44,512
(うち変動金利定期預金)	483	433
その他の預金	339	328
合計	97,394	95,058
譲渡性預金	—	—
総合計	97,394	95,058

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

	2024年度	2025年度
個人	72,887 (76.7)	72,616 (76.6)
法人	22,100 (23.3)	22,136 (23.4)
(一般法人)	18,947 (19.9)	19,464 (20.5)
(金融機関)	65 (0.1)	66 (0.1)
(公金)	3,086 (3.2)	2,605 (2.7)
合計	94,987 (100.0)	94,753 (100.0)

(注) ()内は構成比です。

■定期預金残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
定期預金	44,542	43,776
固定金利定期預金	44,079	43,378
変動金利定期預金	463	397

融資業務

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
手形貸付	516	565
証書貸付	38,437	37,713
当座貸越	1,123	1,087
割引手形	65	48
合計	40,143	39,414

■固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
貸出金	39,475	39,141
変動金利	13,449	13,131
固定金利	26,026	26,010

■担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円)

種類	貸出金		債務保証見返	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
当金庫預積金	1,044	1,008	17	16
有価証券	—	—	—	—
不動産	3,437	3,527	1	—
信用保証協会	8,243	8,610	—	—
保証	9,951	9,685	47	25
信用	16,799	16,309	247	262
その他	—	—	—	—
合計	39,475	39,141	314	304

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

	2024年度		2025年度	
農 業 ・ 林 業	402	(1.0)	559	(1.4)
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業	—	(—)	—	(—)
鉱 業	—	(—)	—	(—)
建 設 業	1,525	(3.9)	1,711	(4.4)
製 造 業	2,690	(6.8)	2,574	(6.6)
卸 売 業 ・ 小 売 業	1,790	(4.5)	1,931	(4.9)
金 融 ・ 保 険 業	9,185	(23.3)	9,159	(23.4)
不 動 産 業	4,552	(11.5)	4,566	(11.7)
運 輸 通 信 業	1,090	(2.8)	1,182	(3.0)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業 等	213	(0.5)	158	(0.4)
サ ー ビ ス 業	4,423	(11.2)	4,438	(11.3)
小 計	25,874	(65.5)	26,282	(67.1)
地 方 公 共 団 体	4,736	(12.0)	3,864	(9.9)
個人(住宅・消費・納税等)	8,865	(22.5)	8,993	(23.0)
合 計	39,475	(100.0)	39,141	(100.0)

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2. () 内は構成比です。

■貸出金使途別内訳

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
運 転 資 金	26,002	25,722
設 備 資 金	13,473	13,418
合 計	39,475	39,141

■住宅ローン・消費者ローン残高

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
住 宅 ロ ー ン	6,093	6,167
消 費 者 ロ ー ン	3,030	3,698
合 計	9,123	9,865

証券業務

■有価証券残高

(単位：百万円、%)

	2024年度		2025年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	7,805 (17.4)	9,737 (19.5)	7,497 (17.5)	9,427 (19.6)
地 方 債	6,485 (14.5)	7,612 (15.2)	6,107 (14.2)	6,721 (14.0)
社 債	14,956 (33.3)	17,099 (34.3)	15,397 (35.9)	17,136 (35.7)
株 式	626 (1.4)	257 (0.5)	681 (1.6)	207 (0.4)
投 資 信 託	5,816 (13.0)	5,720 (11.5)	4,394 (10.2)	4,924 (10.3)
外 国 証 券	9,163 (20.4)	9,423 (18.9)	8,793 (20.5)	9,565 (19.9)
そ の 他 の 証 券	18 (0.0)	72 (0.1)	18 (0.0)	14 (0.0)
合 計	44,872 (100.0)	49,924 (100.0)	42,890 (100.0)	47,998 (100.0)

(注) () 内は構成比です。

■商品有価証券残高……………該当ありません。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	1 年以下		1 年超 3 年以下		3 年超 5 年以下		5 年超 7 年以下		7 年超 10 年以下		10 年超		期間の定め のないもの		合 計	
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
国 債	404	—	—	—	—	—	—	—	484	1,105	6,917	6,392	—	—	7,805	7,497
地 方 債	200	99	—	147	267	211	97	683	5,660	4,721	260	244	—	—	6,485	6,107
社 債	330	909	1,818	2,004	1,563	1,913	1,500	1,537	4,110	3,727	5,633	5,305	—	—	14,956	15,397
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	626	681	626	681
投 資 信 託	—	—	—	—	—	—	789	—	—	—	3,381	2,585	1,645	1,808	5,816	4,394
外 国 証 券	298	99	692	1,577	2,362	2,979	2,713	1,387	556	558	2,539	2,190	—	—	9,163	8,793
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18	18	18	18
合 計	1,232	1,107	2,511	3,730	4,193	5,104	5,101	3,608	10,811	10,112	18,732	16,718	2,290	2,508	44,872	42,890

■有価証券・金銭の信託の時価等情報

(1) 売買目的有価証券該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類		2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	100	102	2	100	101	1
	小 計	100	102	2	100	101	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	292	290	△ 1	587	510	△ 76
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	400	332	△ 67	400	300	△ 99
	そ の 他	3,397	3,093	△ 304	3,397	3,014	△ 383
	小 計	4,089	3,716	△ 373	4,384	3,824	△ 560
合 計		4,189	3,818	△ 371	4,484	3,925	△ 558

(3) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類		2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	614	204	409	669	159	509
	債 券	1,210	1,206	3	598	597	1
	国 債	501	498	2	—	—	—
	地 方 債	300	300	0	—	—	—
	社 債	408	408	0	598	597	1
	そ の 他	3,785	3,680	104	3,293	3,203	90
	小 計	5,610	5,092	518	4,561	3,960	601
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	27,345	30,064	△ 2,719	27,417	31,682	△ 4,265
	国 債	7,012	8,215	△ 1,203	6,910	8,812	△ 1,902
	地 方 債	6,184	6,573	△ 389	6,107	6,827	△ 720
	社 債	14,148	15,274	△ 1,126	14,398	16,041	△ 1,642
	そ の 他	7,713	8,291	△ 578	6,411	7,015	△ 603
	小 計	35,058	38,356	△ 3,297	33,828	38,697	△ 4,868
合 計		40,668	43,448	△ 2,779	38,390	42,657	△ 4,267

(注) 1. 「貸借対照表計上額」は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、投資信託及び外国証券等です。

(4) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

内 容		2024年度	2025年度
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
そ の 他 有 価 証 券		13	15
非 上 場 株 式		12	12
組 合 出 資 金		1	2

(5) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの該当ありません。

(6) 運用目的の金銭の信託該当ありません。

(7) 満期保有目的の金銭の信託該当ありません。

(8) その他の金銭の信託該当ありません。

不良債権等への対応

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）・金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保 全 額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保 全 率 (b)/(a)	引 当 率 (d)/(a-c)
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	2024年度	66	66	11	54	100.00%	—
	2025年度	66	66	21	45	100.00%	—
危 険 債 権	2024年度	508	508	290	217	100.00%	100.00%
	2025年度	450	450	251	198	100.00%	100.00%
要 管 理 債 権	2024年度	318	136	128	7	42.97%	4.19%
	2025年度	538	176	163	13	32.82%	3.58%
三 月 以 上 延 滞 債 権	2024年度	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	2024年度	318	136	128	7	42.97%	4.19%
	2025年度	538	176	163	13	32.82%	3.58%
小 計 (A)	2024年度	893	711	431	280	79.67%	60.69%
	2025年度	1,055	693	436	257	65.71%	41.56%
正 常 債 権 (B)	2024年度	38,931					
	2025年度	38,422					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2024年度	39,824					
	2025年度	39,478					

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

		期 首 残 高	当期増加額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
				目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2024年度	64	67	—	64	67
	2025年度	67	68	—	67	68
個 別 貸 倒 引 当 金	2024年度	257	272	4	253	272
	2025年度	272	277	19	253	277
合 計	2024年度	321	339	4	317	339
	2025年度	339	346	19	320	346

貸出金償却の状況

(単位：百万円)

2024年度	2025年度
—	—

不良債権等への対応

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項

自己資本調達手段の概要

自己資本の額は「コア資本に係る基礎項目」と控除項目の「コア資本に係る調整項目」で構成されており、「コア資本に係る基礎項目」は地域のお客様からお預かりしている出資金、過去の利益の積み上げによるもの及び一般貸倒引当金が該当します。「コア資本に係る調整項目」は主に無形固定資産が該当します。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、各エクスポージャーにおいても特定の分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進と適切なリスク管理を通じ、安定した利益の確保に努め、引き続き利益の積み上げによる自己資本の充実を図っていく方針であります。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された実現性の高いものであります。

信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、与信業務の基本的な方針や体制等を明示した「信用リスク管理基本方針」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの分析・評価は、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理等、さまざまな角度から行っております。また、当金庫では、信用リスク計測にあたって、信用リスク計測システム等を活用し、VaRにより計測したリスク量（最大予想損失額）を参考にして、統合的なリスク管理を行っています。

信用リスクの管理・運営については、業務運営委員会や常勤理事会において行うとともに、必要に応じて理事会への報告を行う等の体制を整備しています。

なお、貸倒引当金は「自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めています。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に利用する適格格付機関は以下の通りです。

- 株式会社 格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社 日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- S&P・グローバル・レーティング

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証等が該当します。当金庫では、与信審査に際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的措置と認識しており、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当金庫が定める規程等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、当金庫が定める規程や各種約定書等により、適切な取扱いに努めています。

パーゼル規制における信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証として適格保証人のリスク・ウェイトを用いることが認められており、これらのエクスポージャーについては、担保および保証にかかるそれぞれのリスク・ウェイトを適用しています。そのうち、保証に関する信用度の評価については、信用保証協会保証は政府・地方公共団体保証と同様、その他の保証会社等による保証は適格格付機関による格付に基づき判定しています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、リスクを認識し評価しております。また、これらのリスク管理の状況については、業務運営委員会において協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会に報告する態勢を整備しております。

2. BIの算出方法

金利要素（ILDC）、役務要素（SC）および金融商品要素（FC）の3つを合計してBI（事業規模指標）を算出しております。

3. ILMの算出方法

自己資本比率告示306条第1項第3号の規定に基づき、ILMの値に「1」を用いる方法を採用しております。

4. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たってBIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

5. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たってILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、投資事業組合や信金中央金庫等への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価および予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて常勤理事会に諮り、投資継続の是非等を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。取引にあたっては、「余剰資金運用基準」に基づいた適正な運用・管理を行っています。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引に係る会計処理については、「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動により損失を被ることや、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態

勢としております。

具体的には、VaR（バリュー・アット・リスク[※]）を用いて金利リスクを月次で算出するとともに当金庫経営体力に見合ったVaRの限度額を設定し、リスク量とリスク限度額の管理をしております。加えて、預貸金・有価証券を中心とした金利リスクを有する資産・負債を対象に経済的価値の変動（ ΔEVE ）や損益の変動額（ ΔNII ）についてモニタリングを行っております。リスク量の状況については業務運営委員会で協議検討するとともに、定期的に経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。なお、当金庫ではヘッジ取引は行っておりません。

（※VaRとは、一定の保有期間および信頼水準のもとで、通常の市場環境において発生する可能性のある最大損失額を統計的に算出する手法をいいます。）

2. 金利リスクの算定方法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII に関する事項

(a)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c)流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(d)固定金利貸出の期限前償還、定期預金の期限前解約については、ともに想定しておりません。

(e)IRRBB^(※)の算出にあたり、 ΔEVE は通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。一方、 ΔNII は通貨別に算出した金利リスクの値の正負に関係なく単純合算しています。なお、金利リスクの合算において通貨間の相関等は考慮していません。

(f)IRRBBの算出にあたり、 ΔEVE および ΔNII では預貸金にスプレッドを含めず、有価証券には含めて算出しています。

(g)内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提はありません。

(h)当金庫の重要性テスト（ ΔEVE /自己資本の額）の結果と監督上の基準値と比較することで、金利リスクの水準を認識しております。

（※IRRBBとは、市場リスクのうちすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

②自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該リスクに関する事項

有価証券や預貸金等といった商品毎のVaR（保有期間120日、観測期間5年、信頼水準99%）に基づき、統合的リスク管理を行っています。また、自己資本の充実度評価や有価証券ポートフォリオに対するリスク管理の一環として、ストレス事象を想定した影響評価や、過去の事例・景気シナリオに基づく金利変動の影響について定期的に検証しています。

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,391	7,534
うち、出資金及び資本剰余金の額	314	314
うち、利益剰余金の額	7,090	7,232
うち、外部流出予定額 (△)	12	12
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	67	68
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	67	68
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,459	7,603
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3	2
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	3	2
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	2
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,455	7,600
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	40,838	42,492
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,355	2,259
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	43,194	44,751
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.26%	16.98%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2024 年度		2025 年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	40,838	1,633	42,492	1,699
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	37,101	1,484	38,190	1,527
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	955	38	705	28
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,058	482	12,134	485
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,367	54	1,367	54
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（うち特定貸付債権を含む）	11,606	464	11,888	475
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,984	79	2,011	80
トランザクター向け	51	2	51	2
不動産関連向け	5,485	219	5,518	220
自己居住用不動産等向け	1,983	79	2,020	80
賃貸用不動産向け	2,744	109	2,716	108
事業用不動産関連向け	687	27	714	28
その他不動産関連向け	70	2	66	2
A D C 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	997	39	1,869	74
延滞等向け	833	33	1,099	43
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	23	0	22	0
取立未済手形	4	0	4	0
信用保証協会等による保証付	184	7	211	8
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	217	8	223	8
上記以外	2,750	110	2,502	100
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	998	39	748	29
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	592	23	592	23
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	295	11	282	11
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	863	34	878	35
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,737	149	4,301	172
ルック・スルー方式	3,737	149	4,301	172
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ C V A リスク相当額を八パーセントで除した得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,355	94	2,259	90
B I	1,570	—	1,506	—
B I C	188	—	180	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	43,194	1,727	44,751	1,790

(注)

- 所要自己資本額 = リスク・アセット等 × 4 %
- 「エクスポージャー」とは資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行のことです。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
- 当金庫は、標準的計測手法かつ I L M を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
- 単体総所要自己資本額 = 単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額） × 4 %

自己資本の充実
の状況

自己資本の充実の状況

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
				貸出金等		債券・出資等		デリバティブ取引			
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国	内	89,075	90,787	40,833	40,440	45,410	47,962	—	—	1,273	1,508
国	外	9,597	9,296	—	—	9,597	9,296	—	—	—	—
地 域 別 合 計		98,672	100,084	40,833	40,440	55,007	57,259	—	—	1,273	1,508
製	造	5,659	6,537	2,717	2,597	2,942	3,940	—	—	30	41
農	業、林業	415	572	415	572	—	—	—	—	24	—
漁	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、採採採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建	設	1,588	1,759	1,588	1,759	—	—	—	—	426	378
電気・ガス・熱供給・水道業		5,613	5,358	214	159	5,399	5,199	—	—	—	—
情 報 通 信 業		741	837	39	36	701	801	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		1,308	1,480	1,103	1,175	205	304	—	—	22	22
卸 売 業、小 売 業		2,636	2,766	1,827	1,958	809	807	—	—	97	83
金 融 業、保 険 業		25,047	25,911	9,217	9,190	15,829	16,721	—	—	—	—
不 動 産 業		5,365	5,478	4,564	4,578	800	900	—	—	299	676
物 品 質 貸 業		68	103	68	103	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		190	193	190	193	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		12	10	12	10	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		1,429	1,377	1,429	1,377	—	—	—	—	191	172
生活関連サービス業、娯楽業		691	682	691	682	—	—	—	—	98	47
教 育、学 習 支 援 業		29	28	29	28	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		1,067	996	1,067	996	—	—	—	—	11	11
そ の 他 の サ ー ビ ス		1,783	1,485	1,159	1,275	623	210	—	—	—	6
国、地 方 公 共 団 体		32,431	32,233	4,736	3,864	27,694	28,368	—	—	—	—
個		9,759	9,881	9,759	9,881	—	—	—	—	69	67
そ の 他		2,831	2,390	—	—	1	6	—	—	—	—
業 種 別 合 計		98,672	100,084	40,833	40,440	55,007	57,259	—	—	1,273	1,508
1 年 以 内		3,329	4,435	2,097	2,499	1,232	1,936	—	—		
1 年 超 3 年 以 内		6,982	10,891	4,136	6,400	2,845	4,490	—	—		
3 年 超 5 年 以 内		10,893	11,849	6,606	6,429	4,287	5,419	—	—		
5 年 超 7 年 以 内		10,853	10,178	5,855	5,329	4,998	4,849	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 内		20,267	17,654	7,457	5,949	12,810	11,705	—	—		
1 0 年 超		32,721	31,479	13,930	13,090	18,790	18,388	—	—		
期 間 の 定 め の な い も の		13,622	13,595	750	743	10,041	10,468	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		98,672	100,084	40,833	40,440	55,007	57,259	—	—		

- (注) 1. 「貸出金等」とは、貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引のことです。
2. 「債券・出資等」には、預け金、買入金銭債権、有価証券及びその他資産に区分する出資金を計上しています。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれております。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

前掲（40ページ）「貸倒引当金の内訳」を参照願います。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		そ の 他					
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
製 造 業	28	28	28	28	－	－	28	28	28	28	－	－
農 業 、 林 業	4	4	4	4	－	－	4	4	4	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、砕石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	70	80	80	79	－	－	70	80	80	79	－	－
電気、ガス、熱供給、水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	4	－	－	－	4	－	－	－	－	－	－	－
卸 売 業 、 小 売 業	68	69	69	59	－	－	68	69	69	59	－	－
金 融 業 、 保 険 業	－	－	－	33	－	－	－	－	－	33	－	－
不 動 産 業	56	56	56	56	－	－	56	56	56	56	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	－	7	7	7	－	－	－	7	7	7	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教 育 ・ 学 習 支 援 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	4	4	4	4	－	－	4	4	4	4	－	－
そ の 他 サ ー ビ ス 業	19	19	19	6	－	19	19	－	19	6	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	－	2	2	2	－	－	－	2	2	2	－	－
合 計	257	272	272	277	4	19	253	253	272	277	－	－

（注） 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地区別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク 削減効果適用前				CCF・信用リスク 削減効果適用後						リスク・ウェイト の加重平均値 (%)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目		オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目		信用リスク・ アセットの額			
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
現金	1,792	1,335	—	—	1,792	1,335	—	—	—	—	0%	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	17,539	19,662	—	—	17,539	19,662	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,100	500	—	—	1,100	500	—	—	520	370	47%	74%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	11,619	10,702	—	—	11,619	10,702	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	100	100	—	—	100	100	—	—	20	20	20%	20%
国際開発銀行向け	200	100	—	—	200	100	—	—	90	70	45%	70%
地方公共団体金融機構向け	800	700	—	—	800	700	—	—	80	70	10%	10%
我が国の政府関係機関向け	2,453	1,752	—	—	2,453	1,752	—	—	245	175	10%	10%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	20,630	21,126	—	—	20,630	21,126	—	—	12,058	12,134	58%	57%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,102	2,102	—	—	2,102	2,102	—	—	1,367	1,367	65%	65%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	19,103	20,047	1,282	874	18,199	18,860	332	290	11,606	11,888	63%	62%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,895	6,087	9,376	9,373	5,433	5,636	342	330	1,984	2,011	34%	34%
トランザクター向け	—	—	7,744	7,697	—	—	257	253	51	51	20%	20%
不動産関連向け	8,806	8,794	—	—	8,751	8,744	—	—	5,485	5,518	63%	63%
自己居住用不動産等向け	4,959	5,031	—	—	4,930	5,004	—	—	1,983	2,020	40%	40%
賃貸用不動産向け	3,027	2,930	—	—	3,010	2,913	—	—	2,744	2,716	91%	93%
事業用不動産関連向け	697	718	—	—	692	716	—	—	687	714	99%	100%
その他不動産関連向け	122	113	—	—	117	110	—	—	70	66	60%	60%
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	997	1,495	—	—	997	1,495	—	—	997	1,869	100%	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	654	846	5	0	620	790	0	0	833	1,099	134%	139%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	51	49	—	—	49	47	—	—	23	22	47%	48%
取立未済手形	20	20	—	—	20	20	—	—	4	4	20%	20%
信用保証協会等による保証付	3,121	3,162	10	4	3,121	3,162	1	0	184	211	6%	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	217	171	—	—	217	171	—	—	217	223	100%	130%
合 計									34,350	35,688		

- (注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60.0%	62.5%
	2024年度															
現金	1,792	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	17,539	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	500	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	11,619	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,453	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	5,005	—	4,407	—	—	—	—	—	—	2,301	—	1,604	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	500	—	—	—	—	—	—	300	—	501	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	2,798	—	—	—	—	—	—	—	—	7,699	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	257	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	257	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	298	185	826	—	82	—	526	—	413	1,093	—	160	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	298	185	737	—	—	—	526	—	—	1,093	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	89	—	82	—	—	—	413	—	—	42	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	117	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	63	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1,274	1,848	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	32,225	5,202	—	8,723	185	5,234	—	82	—	526	—	670	11,258	—	1,764	—

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60.0%	62.5%
	2025年度															
現金	1,335	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,662	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	10,702	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,752	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	6,238	—	4,106	—	—	—	—	—	—	2,201	—	1,604	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	500	—	—	—	—	—	—	300	—	501	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	3,216	—	—	—	—	—	—	—	—	7,794	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	4,433	—	—	—	—	—	—	—	1	207	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	252	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	1,130	123	574	—	75	—	429	—	332	2,660	—	149	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	1,130	123	507	—	—	—	429	—	—	2,660	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	66	—	75	—	—	—	332	—	—	38	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	110	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	58	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	22	—	—	—	—	—	—	—	—	13	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1,046	2,116	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	32,748	4,669	—	15,182	123	4,681	—	75	—	429	—	334	12,936	—	1,753	—

自己資本の充実
の状況

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2024年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,792
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,539
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,100
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,619
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
国際開発銀行向け	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	800
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,453
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,302	—	1,301	—	—	—	—	1,903	—	—	—	1,803	—	—	1,000	—	20,630
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	300	—	—	—	—	501	—	—	—	—	—	—	—	—	2,102
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	205	200	5,496	—	—	634	597	—	—	300	—	—	—	600	—	18,532
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	5,310	—	—	—	—	208	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,776
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	257
不動産関連向け	2,166	167	—	—	46	—	—	2,302	478	—	—	1	—	—	—	—	8,751
自己居住用不動産等向け	2,001	87	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,930
賃貸用不動産向け	—	79	—	—	—	—	—	2,302	—	—	—	—	—	—	—	—	3,010
事業用不動産関連向け	165	—	—	—	46	—	—	—	478	—	—	1	—	—	—	—	692
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	117
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	997	—	—	—	—	997
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	12	—	—	—	—	544	—	—	—	—	620
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	49	—	—	—	—	—	—	—	—	—	49
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,122
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	217	—	—	—	217
合 計	3,869	5,683	1,701	5,496	46	—	904	4,803	478	—	300	3,347	217	—	1,600	—	94,322

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2025年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,335
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,662
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,702
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	700
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,752
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,001	—	1,301	—	—	—	100	1,903	—	—	966	—	—	—	1,702	—	21,126
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	300	—	—	—	—	501	—	—	—	—	—	—	—	—	2,102
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	502	200	5,279	—	—	660	597	—	—	—	—	—	—	900	—	19,151
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	1,215	—	—	—	—	108	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,966
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	253
不動産関連向け	264	126	—	—	43	—	—	2,323	511	—	—	—	—	—	—	—	8,744
自己居住用不動産等向け	102	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,004
賃貸用不動産向け	—	76	—	—	—	—	—	2,323	—	—	—	—	—	—	—	—	2,913
事業用不動産関連向け	161	—	—	—	43	—	—	—	511	—	—	—	—	—	—	—	716
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	110
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,495	—	—	—	—	1,495
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	708	—	—	—	—	790
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	47
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,163
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	171	—	—	—	171
合 計	1,565	1,844	1,701	5,279	43	—	884	4,825	511	—	966	2,203	171	—	2,602	—	95,532

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの 加重平均値 (%)		資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
40%未満	56,191	57,179	3,309	3,213	10	10.000	56,499	57,479
40%～70%	17,537	17,025	5,193	5,172	10	10.000	17,526	17,018
75%	2,009	2,284	863	973	12	11.628	1,569	1,844
80%	1,701	1,701	—	—	—	—	1,701	1,701
85%	6,059	5,964	922	783	36	38.860	5,479	5,279
90%～100%	828	1,146	382	110	10	10.000	821	927
105%～130%	7,402	6,319	—	—	—	—	7,385	6,303
150%	1,555	2,260	5	0	10	9.961	1,521	2,203
250%	217	171	—	—	—	—	217	171
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	1,600	2,602	—	—	—	—	1,600	2,602
合 計	95,103	96,656	10,675	10,253	12	12.359	94,322	95,532

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,564	1,499	7,867	8,268

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

自己資本の充実の状況

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	631	631	685	685
非 上 場 株 式 等	593	—	594	—
合 計	1,224	631	1,280	685

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 該当ありません。

■出資等エクスポージャーの 売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
売却益	33	59
売却損	—	—
償 却	—	—

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	413	512

リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,859	4,404
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

- (注) 1. ルック・スルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスクアセットを算出し、足し上げる方式です。
 2. マンドート方式とは、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式です。
 3. 蓋然性方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産のリスク・ウェイトの加重平均が250％（400％）を下回る蓋然性が高い場合は250％（400％）のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 4. フォールバック方式とは、上記以外の場合に1,250％のリスクウェイトを適用する方式です。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番	金利ショックシナリオ	イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
1	上方パラレルシフト	3,936	3,264	205	177
2	下方パラレルシフト	0	0	▲ 112	▲ 165
3	スティープ化	3,466	2,890		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	上記のうち最大値	3,936	3,264	205	177
		ホ		ヘ	
		2024年度		2025年度	
8	自己資本の額	7,455		7,600	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

索引

省令による開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
①事業の組織	13
②理事・監事の氏名及び役職名	13
③事務所の名称及び所在地	14
2. 金庫の主要な事業の内容	13
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	3～4
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	
・経常収益・経常利益・当期純利益	35
・出資総額及び出資総口数	35
・純資産額・総資産額	35
・預金積金残高・貸出金残高・有価証券残高	35
・単体自己資本比率	35
・出資に対する配当金・配当率	35
・職員数	35
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
・業務粗利益及び業務純益等	36
・資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	36
・資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	36
・受取利息及び支払利息の増減	36
・総資産経常利益率・総資産当期利益率	36
②預金に関する指標	
・預金種目別平均残高	37
・預金者別預金残高	37
・定期預金金利区分別残高	37
③貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	37
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	37
・担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額	37
・使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	38
・業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	38
・預貸率の期末値及び期中平均値	36
④有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別の平均残高	該当なし
・有価証券の種類別の平均残高	38
・有価証券の残存期間別残高	38
・預証率の期末値及び期中平均値	36
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
・リスク管理の体制	15
・法令遵守の体制	16
・地域密着型金融への取り組み状況	8～10
・金融ADR制度への対応	19

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	29～30
(2)リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況	40
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	40
②危険債権に該当する貸出金	40
③三月以上延滞債権に該当する貸出金	40
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	40
(3)自己資本の充実の状況	41～51
・定性的な開示事項	41～42
・自己資本の構成に関する開示事項	43
・自己資本の充実度に関する事項	44
・信用リスクに関する事項	45～50
・信用リスク削減手法に関する事項	50
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	50
・証券化エクスポージャーに関する事項	50
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	51
・リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	51
・金利リスクに関する事項	51
(4)有価証券、金銭の信託に関する価額・時価及び評価損益	38～39
(5)規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当なし
(6)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
(7)貸出金償却の額	40
(8)貸借対照表等について会計監査人の監査を受けている旨	30
(9)財務諸表作成に係る内部監査等の適正性・有効性等の確認	30
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	34
7. 金庫の子会社等に関する事項	該当なし

自主開示項目

・基本方針	2
・地域と当金庫の関わり	5
・SDGsへの取り組み	7
・働きやすい職場づくりへの取り組み	11
・業務・商品・サービスの案内	23～26
・手数料一覧	27～28
・ATM設置状況	14
・お客様情報の管理について	17
・お客様の個人情報の利用目的に関するお知らせ	17
・お客様本位の業務運営に関する取り組み方針	17
・金融商品に係る勧誘方針	18
・サイバーセキュリティ管理に関する基本方針	18